

竹富町における新型コロナウイルス感染症Q & A

(令和2年4月7日～)

令和2年4月28日版

新型コロナウイルス感染症について、令和2年4月7日の緊急事態宣言以後、県内における感染者の増加、石垣市における4件目の感染者の確認と、八重山圏域における感染拡大が懸念され、町民の皆様におかれましては、今尚ご不安の事と存じます。

つきましては、竹富町における「1. 新型コロナウイルス感染症に関する事」と「2. 補助・制度・事業等に関する事」を、Q & Aとして取りまとめいたしました。本書が皆様の疑問等の解決に繋がれば幸いです。

また、町民の皆様には外出・営業の自粛等により、大変な不便をおかけしておりますが、感染拡大防止にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【1. 新型コロナウイルス感染症に関する事】

Q 1 新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先について教えてください。

A 1 令和2年4月23日より、「竹富町新型コロナウイルス感染症電話問い合わせ窓口」を設置いたします。電話対応時間は、平日の9:00～12:00、13:00～17:00まで、電話番号は直通で2回線となっております。(TEL:0980-83-3140) (TEL:0980-83-7529)

Q 2 新型コロナウイルスに感染しているかどうか、PCR検査を受けたいのですが、どうしたらよいですか？

A 2 PCR検査の実施については、症状が無ければ、沖縄県コールセンター(TEL: 098-866-2129[24 時間対応])・厚生労働省コールセンター(TEL: 0120-56-5653[9:00～21:00])へお問い合わせください。

37.5度以上の熱が4日間続き(高齢者や基礎疾患が有る方の場合2日間)、強い倦怠感や呼吸器障害(呼吸困難)の症状が有る場合は、八重山保健所(TEL:0980-82-4891)へお問い合わせください。

なお、竹富町に在住の方で、PCR検査を受けることとなった方は、必ず健康づくり課(0980-82-7519)へご連絡くださいますようお願いいたします。

【終了】石垣市が開設しておりました「新型コロナウイルス感染症相談外来」については、令和2年4月26日(日)で受け付け終了となりました。ご了承ください。

Q 3 石垣市でPCR検査にて陽性と診断された方が出ましたが、竹富町で陽性と診断された方は居ますか？

A 3 現在、竹富町における感染者発生の情報はありません。しかし、石垣市ではクラスター(集団感染)発生の可能性が示唆(しさ)されており、より警戒及び自粛が求められる状況となっております。

Q 4 竹富町内で新型コロナウイルスに感染した人が居るとの情報(LINE・SNS 等)があります。事実ですか？

A 4 沖縄県内における新型コロナウイルス感染者数及び PCR 検査受診者数については、発表の管轄は沖縄県であります。県からの発表が無い限りは、感染者情報等で過剰な不安を持たないようお願いいたします。

Q 5 防災無線で自粛要請の知らせが放送されていました。詳しい内容を教えてください。

A 5 現在、流行及び感染者数の増加が確認されております「八重山郡外から来られた又は戻られた方」(令和 2 年 4 月 28 日現在石垣市への渡航については、自粛対象ではありません)へ、症状の有無に関わらず 2 週間の自粛を要請する内容を放送しております。町内における感染者発生・拡大防止にご協力をお願いいたします。

Q 6 定期的に医師の診察を受けています。自粛の呼びかけがされていますが、定期受診についてはどうしたらよいですか？

A 6 定期的な受診については、通常と同様に受診してください。

なお、受診する際に発熱等がある場合は、受診する医療機関へ必ずお問合せ頂き、医師の指示に従って受診してください。

Q 7 石垣市でも感染が確認され、八重山圏域での感染拡大が懸念されており、また学校等については休校措置がされているにも関わらず、集会等を開いている人がいます。町として止めなくてよいのですか？

A 7 石垣市ではクラスター(集団感染)発生の可能性が示唆(しさ)されており、より警戒及び自粛が求められる状況ではありますが、竹富町としては、現状では自粛の呼びかけしかできず、町民の外出等の行動を禁止等の制限を強要するものではありません。その為、外出等の行動は各個人への裁量にお任せするしかない実情があります。

Q 8 石垣市でも感染が確認され、クラスター(集団感染)発生の可能性がある以上、船舶等の運行を停止した方が良くと考えております。船を止めることはしないのですか？

A 8 現在の法令等を鑑みると、個人の渡航や移動について強制的に止めることは出来ません。また船舶運行の完全停止を海運会社等へ依頼することも難しい実情にあります。対策として、船舶運行の減便要請を行う事となりました。令和 2 年 4 月 20 日よりほぼ全ての航路で 1 日 2 往復(波照間・鳩間島は 1 往復)の運行により、制限を行っております。

なお、波照間島、鳩間島在住の方が石垣市へ渡航した場合、日帰りが出来ないことから宿泊費の補助があります。詳しくは政策推進課(TEL:0980-83-0507)へお問い合わせください。

Q 9 石垣に出る高速船内は 3 密状態なのではありませんか？これは濃厚接触に該当しませんか？

A 9 減便後の本数が限られた船内において船員や他の乗船者同士の濃厚接触を心配する

方がおられますが、高速船においても島間の移動時間では、可能な限り外気を取り込み、換気を行いつつ一定の間隔を空けて乗船して頂いています。そのため乗船客はマスク等の適切な対策を行って乗船すれば、お互いに濃厚接触には当たりません。

Q10 石垣から電気メーター等の検査員が来るのですが、これはよいのですか？

A10 現在、町内においては外出自粛をお願いしているところですが、電気・電話・水道等ライフラインに係る検査員・点検員・介護職等、その他重要な業務等により町内に往来する場合がございます。これらは、必要な渡航となっておりますので、町民の皆様にはご理解頂きますようお願いいたします。

Q11 諸事情により、八重山圏域外(沖縄本島・県外)へ渡航する予定があります(例:出張、冠婚葬祭、里帰り出産等)。行っても大丈夫ですか？

A11 渡航先となります都道府県・市町村により、感染者数、対策等の状況に大きな差がございますので、まずは出発前に渡航先の情報をご確認ください。また、八重山圏域外への渡航には、船舶の利用、航空機の利用と、「①換気の不十分な密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話・発声・咳・くしゃみ等密接場面」の三つが揃う「集団発生(感染)しやすい状況」が必ず伴います。それらを踏まえ、渡航については十分検討して頂きますようお知らせいたします。

また、上記A4に記載されておりますとおり、八重山圏域外から戻られた方へは**症状の有無に関わらず 2 週間の外出自粛**を要請しておりますので、ご理解頂きますようお願いいたします。

Q12 八重山圏域外(沖縄本島・県外)から竹富町へ帰省・来客等(地域行事参加、旅行等)の予定があるのですが、入域しても大丈夫ですか？

A12 令和2年4月28日現在、八重山圏域4名の感染者が確認されております。八重山地区への渡航には航空機の利用、船舶の利用と、「①換気の不十分な密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話・発声・咳・くしゃみ等密接場面」の三つが揃う「集団発生(感染)しやすい状況」が必ず伴います。また、離島僻地という環境から、八重山圏域には隔離病床が3床しかなく、町内には診療所しかありません。

その為、現在は竹富町への入域自粛を呼びかけています。また、上記A4に記載されておりますとおり、八重山圏域外から来られた方へは**症状の有無に関わらず 2 週間の外出自粛**を要請しております。その為、渡航については十分検討して頂く必要があることとお知らせいたします。

【重要】大型連休（ゴールデンウィーク）期間中の船舶運航と乗船制限について

Q13 令和2年4月28日に、竹富町長より大型連休中の定期船舶全ての運行が停止され、チャーター便のみが運行されると聞きました。その期間中、町民が石垣島へ渡航することは出来なくなってしまうのでしょうか？

A13 令和2年4月28日、八重山圏域内である石垣市にて、4人目の新型コロナウイルス感染者が確認され、また大型連休（ゴールデンウィーク）を控えている状況を鑑み、竹富町内における感染症流入を防ぐ事を目的として、令和2年5月1日から5月6日までの期間中、全ての定期船舶運航便を停止し、竹富町が用意いたしましたチャーター便のみの運航とする運びとなりました。

チャーター便については、竹富町が町民の為に用意いたしましたので、ご利用については制限を設けさせて頂いております。乗船の際は、船会社で竹富町民に交付されている「離島住民割引運賃カード」をご提示頂くことで、乗船券購入の後「竹富町臨時チャーター便」に乗船できます。しかしながら、不要不急の外出については、竹富町は現在も自粛要請継続期間中であることに変わりはありませんので、ご注意ください。

※ 基本的に、「竹富町臨時チャーター便」に乗船できるのは「竹富町民に交付されている「離島住民割引運賃カード」を保有している方のみとなります。ですが、上記A10に記載があるとおり、電気・電話・水道等ライフラインに係る検査員・点検員・介護職等、その他重要な業務等により町内に往来する必要がある方に限り、『竹富町臨時チャーター便』乗船に係る通勤者等証明書を竹富町が発行いたします。当該証明書を保持、ご提示の上で乗船することが可能となります。証明書の交付につきましては、政策推進課（TEL:0980-83-0507）へお問い合わせください。

Q14 令和2年4月28日に、竹富町長より大型連休中の定期船舶全ての運行が停止され、チャーター便のみが運行されるそうですが、竹富町民しか乗船出来ないと聞きました。既に大型連休中にレンタカーや宿泊の予約をしているのですが、どのようにしたらよいのでしょうか？保障等はあるのでしょうか？

A14 まず、大型連休（ゴールデンウィーク）期間中に、竹富町への渡航に必須である定期船舶の運航停止と、乗船出来る対象者を制限されたチャーター便のみが運行となりますことについてお詫び申し上げます。

本入域制限は、「竹富町内に新型コロナウイルス感染者を発生させない」「医療体制が都市部に比べて十分とはいえない八重山圏域の医療崩壊を防ぐ」という目的のために下した苦渋の決断であります。どうかご理解とご協力を頂きますようお願いいたします。

また、令和2年4月28日現在、国・県・市町村を問わず旅行等のキャンセルによる不利益に対する行政保障は行われておらず、竹富町も用意しておりません。

令和2年4月7日の緊急事態宣言より今日まで、不要不急の外出自粛が全国的に要請されております。それに伴い、航空券・宿泊施設等のキャンセル料金免除等が、各事業者にて行われております。誠に恐れ入りますが、本人様と事業者間で調整して頂きたいと存じます。

【2. 補助・制度・事業等に関する事】

Q15 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する、竹富町の取組を教えてください。

A15 竹富町では、令和2年4月13日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、随時必要な対策等を実施しております。

注意喚起と予防対策の周知方法として、町広報誌4月号への掲載、高齢者向けチラシの配布、防災無線を利用した注意喚起、石垣離島ターミナルにて船舶利用者への検温と感染拡大防止協力のチラシ配布等を行っております。

Q16 竹富町の小中学校・幼稚園・保育所についての取組を教えてください。

A16 小中学校、幼稚園については、教育委員会教育課(TEL:0980-87-6256)へ保育所の運営状況、お子様のお預かりに関する事については、福祉支援課(TEL:0980-83-7415)へお問い合わせください。

なお、小中学校の給食費については、1学期分が免除となります。保育料及び預かり保育の副食費につきましては令和2年4月～7月分が免除となります。

Q17 竹富町で実施予定されている、人が多く集まる事業(例:住民健診、球技大会、他多数)の開催については、どうなりますか？

A17 今後の八重山圏域における感染者の発生状況等を踏まえた上で、となりますが、直近の開催予定から順に、延期又は自粛(中止)を検討していくこととなります。多くの事業が予定されておりますが、それぞれ決定次第皆様へお知らせいたします。

Q18 特別定額給付金事業(10万円給付)については、どこへ問い合わせたらよいですか？

A18 令和2年4月28日から各世帯へ給付申請書を送付し、令和2年5月8日より順次給付を行う見込となっております。世帯情報が記載されておりますので内容をご確認頂き、本人確認書類を添付の上、返送用封筒にて返信願います。**(西表東部・西表西部・波照間島については各出張所、竹富・黒島・小浜は各郵便局にてコピー対応可能)**

※受付期間は令和2年5月1日から7月31日までの3ヶ月間となっております。

※給付対象：基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記載されている者

※受給権者：住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主

申し込み方法等についてのお問合せは、福祉支援課(TEL:0980-83-7415)へお問い合わせください。[令和2年4月28日現在]

なお、マイナーポータルによる申込操作についてのお問合せは、政策推進課(TEL:0980-83-0507)

Q19 子育て世代への臨時特別給付金(1万円給付)については、どこへ問い合わせたらよいですか？

A19 令和2年4月分の児童手当受給者に対して支給される給付金ですが、金額は対象児童1人につき1万円となっております。申請については現在、福祉支援課にて急ぎ準備を進めておりますので、お知らせがありますまでもうしばらくお待ちください。

児童手当についてのお問合せは、福祉支援課(TEL:0980-83-7415)へお問い合わせください。

ださい。[令和2年4月28日現在]

Q20 竹富町在住の事業者です。県外での新型コロナウイルス感染症発症数等を考慮し、予約受付の停止、自主休業、することとしました。事業者にも補助があると聞いたのですが、どこへ問い合わせたらよいですか？※(その他、収益減少等、「事業者」への補助等に関する問合せ含む)

A20 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への緊急対応策については、政策推進課(TEL:0980-83-0507)へお問い合わせください。

Q21 介護サービス(通所・訪問・配食・介護保険料等)についてお聞きしたいのですが、どちら問い合わせたらよいですか？

A21 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う緊急事態宣言期間中における介護サービスの対応については、福祉支援課(TEL:0980-83-7415)へお問い合わせください。

Q22 宿泊費用の補助があると聞きました。どのような場合に補助されますか？

A22 現在、竹富町民への宿泊費補助としては「①PCR検査を受診し、結果が出るまで移動できなくなった方(健康づくり課 TEL:0980-82-7519)」「②船舶運行の減便に伴い日帰り渡航が出来なくなった鳩間島在住の方(政策推進課 TEL:0980-83-0507)」「③現在介護サービスを受けており、特定の要件を満たす方(福祉支援課 TEL:0980-83-7415)」が対象となります。

Q23 竹富町内のターミナル使用料が免除されると聞きました。免除される期間を教えてください。

A23 令和2年4月～5月分のターミナル使用料が免除となります。詳しくは、まちづくり課(TEL:0980-82-1107)へお問い合わせください。

Q24 国の経済対策・その他の支援に関する質問は、どこへ問い合わせたらよいですか？

A24 国の経済対策に関する問合せについては竹富町商工会(TEL:0980-82-5616)へ、国の経済対策に関する申し込みについては政策推進課(TEL:0980-83-0507)へお問い合わせください。

【その他の支援に関する問い合わせ先】

①休業、失業等による生活困窮者への貸し付け支援

・竹富町社会福祉協議会(TEL:0980-84-3302)

②住宅確保給付金(家賃等の支払に関する給付金)

・南部就職生活支援パーソナルサポートセンター(TEL:098-917-5407)

③雇用調整助成金(休業手当に要した費用助成)

- ・ 沖縄労働局職業安定部沖縄助成金センター (TEL:098-868-1606)
- ・ ハローワーク八重山八重山公共職業安定所 (TEL:0980-82-2327)

④持続化給付金(特に大きな影響を受ける事業に対する給付金)

- ・ 竹富町商工会 (TEL:0980-82-5616)
- ・ 政策推進課 (TEL:0980-82-0507)

⑤セーフティネット保証・危機関連保証

(影響を受けた中小企業向けの一般保証と別枠の信用保証協会の保証)

- ・ 竹富町商工会 (TEL:0980-82-5616)
- ・ 政策推進課 (TEL:0980-82-0507)

Q25 水道料金、下水道料金の支払期限の延長があると聞きました。どこへ問い合わせたらよいですか？

A25 竹富町水道料金及び下水道料金の4月～5月分の支払期限がそれぞれ3ヶ月延長されます。詳しくは、上下水道課 (TEL:0980-83-3732) へお問い合わせください。

①対象となるお客様

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により収入が減少した場合など、一時的に水道料金、下水道料金の支払いが困難となった個人、法人、事業者すべての方を対象に、水道料金と下水道料金の4月分と5月分の支払期限を3ヶ月猶予し納期限を延長いたします。

②対象となる水道料金等

- ・ 水道料金、特定環境保全公共下水道料金、農業集落排水料金が対象となります。

②支払期限の猶予期限

- ・ (1) 令和2年4月請求分(5月11日納期限) 8月11日まで支払期限猶予
- ・ (2) 令和2年5月請求分(6月10日納期限) 9月10日まで支払期限猶予

※詳しくは、上下水道課 (TEL:0980-83-3732) へお問い合わせ下さい。

Q26 軽自動車税納付期限の延長があると聞きました。どこへ問い合わせたらよいですか？

A26 納期限までに納付を行う事が困難な状況が想定される為、納付期限を5月末日から8月末日まで延長されます。詳しくは、税務課 (TEL:0980-83-4861) へお問い合わせください。

Q27 町有地貸付料金支払猶予の延長があると聞きました。どこへ問い合わせたらよいですか？

A27 納期限までに納付を行う事が困難な状況が想定される為、納付期限を5月末日から

6 月末日まで延長されます。詳しくは、財政課 (TEL:0980-83-3141) へお問い合わせください。

Q28 消防団特別保障制度が創設されると聞きました。どこへ問い合わせたらよいですか？

A28 消防団員の既存補償費に加え、休業補償・配偶者保障を準備しております。詳しくは、防災危機管理課 (TEL:0980-82-1109) へお問い合わせください。

Q29 竹富町からのお知らせ等を、一番早く入手できる方法を教えてください。

A29 竹富町における情報で、最も早くかつより詳細にお届けする方法は、竹富町公式ホームページによる情報公開となります。竹富町には、竹富町公式 LINE がございます。公式 LINE へご参加頂くことで、ホームページに掲載された新着情報で、特に重要又はより多くの方へ早く伝える必要のあるものについて、LINE にてお知らせが届くようになります。

つきましては、公式 LINE へ是非ご参加頂くとともに、ご家族・ご友人へ呼びかけて頂きますようお願いいたします。

竹富町公式 LINE 登録 QR コード



新型コロナウイルス感染症に伴う支援策等一覧

2020. 4. 28現在

対象	項 目	支 援 内 容	問合せ先
個人・世帯向け	特別定額給付金	町民1人あたり10万円給付。4/28～申請書送付、5/1～申請受付、5/8～給付開始。	福祉支援課 83-7415
	子育て世帯への臨時特例給付金	令和2年4月分の児童手当受給者に対し、子ども1人当たり1万円給付。	
	保育料の免除	保育所の臨時休所により、一律保育料(4月～7月分)を全額免除する。	
	小中学校給食費1学期間の免除	小中学校の臨時休校により、一律給食費を1学期分全額免除する。	教育委員会総務課 87-6255
	幼稚園預かり保育副食費の免除	4月～7月までのおやつ代・教材費を全額免除する。	教育委員会教育課 87-6256
	宿泊費用助成	①PCR検査を受信し、結果が出るまで移動できなくなった方。 ②船舶運行の減便に伴い日帰りが出来なくなった波照間島・鳩間島在住の方 ③現在介護サービスを受けており、特定の要件を満たす方。	①健康づくり課 82-7519 ②政策推進課 83-0507 ③福祉支援課 83-7415
	休業、失業等による生活困窮者への貸付制度	①緊急小口資金:休業したり、収入が減った人が当面の生活費を借りられる。(最大20万円) ②総合支援資金:失業などで日常生活が困難な人に対し貸付。(2人以上世帯最大月20万円、単身世帯に月15万円、無利子、保証人不要)	竹富町社会福祉協議会 84-3302
	住宅確保給付金	家賃等の支払に関する給付金。	南部就職生活支援パーソナルサポートセンター(098-917-5407)
	公共料金や電話料金が支払えない	支払期限を1～4ヶ月延長。	各電気・ガス・電話等事業者
	住宅ローンが支払えない	今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能	各金融機関
	奨学金と授業料減免	家計が苦しくなった大学生、短大生、専門学校生などに給付型奨学金支給。入学金、授業料の減免。	・各大学、学校窓口 ・日本学生支援機構の奨学金相談センター(0570-666301)
事業主向け	消防団特別保障制度	消防団員の既存報償費に上乗せする休業補償・配偶者補償。	防災危機管理課 82-1109
	竹富町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	竹富町内における新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、町の要請や協力に応じて営業停止等に協力の町内事業者に給付。(個人、法人、内容等により10万円～30万円)	政策推進課 83-0507
	町内港ターミナル利用料金減免	町内港湾ターミナル施設利用料(4月、5月分)を減免する。	まちづくり課 82-1107
	沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(仮称) ※実施予定(4/27時点調整中)	新型コロナウイルス等対策特別措置法による協力要請や特措法に協力依頼を受けて、協力要請・依頼をした4月24日から5月6日の全期間休業に応じていただいた事業者を対象に協力金20万円を支給。※詳細については、決定次第公表。	沖縄県商工労働部産業政策課 098-866-2330
	沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援金 ※対象:飲食店を営んでいる事業者	県からの自粛要請等により経済的な影響を受けている事業者のうち、「新型コロナウイルス等対策特別措置法」に基づく休業要請の対象とならない「飲食店」で売上が減少している事業者を対象に1業者あたり一律10万円を支給。 受付期間:令和2年4月30日(木)から同年6月15日(月)まで 申請方法:4月30日(木)9時(予定)までに、沖縄県HPに掲載。	
	雇用調整助成金	業績が悪化した企業が従業員を休ませた際に支給される。	
	休業補償	小学校などの休校で子どもを世話する必要がある従業員に特別な有給休暇を取得させた企業に対し、日額8,330円を上限に助成。個人で業務委託を受けて働く人には定額で1日当たり4,100円。	学校等休業助成金・支援機等相談コールセンター (0120)603999
	収入半減の中小、個人事業者向け給付金	中小企業やフリーランスを含む個人事業主を対象に事業収入が前年同月から半減した場合、最大200万円を支給する。	経済産業省中小企業金融・給付金相談窓口(0570)783183
	無担保低利融資	直近1ヵ月の売上高が前年同期比5%以上減少するなどした事業者に基準金利より0.9%低い金利で3年間無担保融資する。一定要件を満たすと当初3年分の利子を国が補給。	・竹富町商工会 82-5616 ・日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル(0120)154505
	持続化給付金	特に大きな影響を受ける事業に対する給付金。	・竹富町商工会 82-5616
	セーフティーネット補償・危機関連補償	影響を受けた中小企業向けの一般保証と別枠の信用保証協会の保証。	・政策推進課 83-0507
	その他国の経済対策、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への緊急対策。		
共通	解雇や雇止めなど労働問題全般の相談	・連合労働相談ダイヤル:(0120)154052(平日の日中)。 ・全労連相談ホットライン:(0120)378060。 ・日本労働弁護団ホットライン:03(3251)5363 毎週月、火、木曜日午後3～6時、土曜日午後1時～4時。毎月第2、4水曜の午後3～5時は女性専用で03(3251)5364 ・八重山労働基準監督署:82-2344	
	労災保険の休業補償	業務や通勤に起因して発症したと認められた場合、平均賃金の8割程度が補償される。	・八重山労働基準監督署 82-2344 ・労災保険相談ダイヤル (0570)006031
	水道料金、下水道料金支払期限の延長	4月分5月分の支払期限をそれぞれ3ヶ月延長する。	上下水道課 83-3732
	軽自動車税の納期限延長	納期限の5月末を8月末まで延長する。	税務課 83-4861
	町有地貸付料金の支払猶予	5月末納付期限を6月末まで猶予する。	財政課 83-3141
その他	DV相談窓口	外出自粛に伴い増加が懸念されるDV被害の相談	内閣府DVプラス (0120)279889 29日夜から24時間体制
	障害者向け緊急相談	QRコードを読み取り無料通信アプリLINEを登録する。無料。	「全国トラブルシューター弁護士ネットワーク」ホームページ
	免許証の期限延長	感染予防のため今年7月末までが有効期限の免許証は3ヵ月間延長できる。	安全運転学校八重山分校 82-9542